

平成26年度産業財産権制度問題調査研究

知的財産制度と競争政策の
関係の在り方に関する
調査研究報告書

平成27年3月

株式会社 三菱総合研究所

に際して、その継続の恐れのある場合には基本的に差止請求が認められる。しかし、Shelfer Criteria (1895年のShelfer判決による)によれば、法益の侵害の程度が低いとき、法益侵害を金額に換算することができるとき、法益侵害が少額の賠償によって回復できるとき、また、差し止めが被告に対して過大な負担を与えるもの(Oppressive)である場合には賠償によって差止請求に代えることができるとされている³⁴。

上記の基準に基づき、Nokia v. ICom判決では、FRAND宣言時の差止請求を原則として認めないという方向性が示された³⁵。

また、ライセンスを受ける意思について、Vringo v. ZTEでは、特許の無効を争っていることはライセンスを受ける意思がないことを必ずしも意味しないと判示した³⁶。

(5) 中国

中国で初めての包括的競争法である「中華人民共和国独占禁止法」³⁷が制定されたのは2007年のことであり、それ以前は不正競争防止法と価格法の組み合わせで対応していた³⁸。中国では、独占禁止法は、WTO加盟に伴う市場開放の中で、外国企業による技術優位等濫用、市場の支配に対する懸念が一つの原動力となって推進された。そのため、一般的に知的財産権による独占は独占禁止法の適用除外になるが、独占禁止法を知的財産権の濫用の事例に適用するという、例外規定を設けている³⁹。この規定を受けて、制定直後より長らく知的財産権分野に関するガイドライン及び規定の起草が行われていたが、2014年6月10日に工商行政管理機関による「知的財産権濫用での競争排除・制限行為の禁止規定」⁴⁰(关于知识产权领域反垄断执法的指南)の意見募集稿が公表された⁴¹。独占禁止法制定後は、3つの執行機関(国務院、国家工商行政管理総局、商務部独占禁止局)、

³⁴ http://www.eplaw.org/Downloads/Bell_Young_EPLAW_Congress_SEPs.pdf

³⁵ <http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2012/567.html> (資料編 125 頁参照)

³⁶ <http://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Patents/2013/1591.html> (資料編 125 頁参照)

³⁷ 公正取引委員会による日本語訳

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china-kariyaku.pdf>

³⁸

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china01.pdf>

³⁹ (一財)国際貿易投資研究所「平成25年度各国のライセンス規制の標準化研究報告書」、p.106, http://www.iti.or.jp/reports/H25_02license.pdf

⁴⁰ JETRO 北京事務所知的財産権部編訳

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20140611.pdf>

⁴¹ 国際貿易投資研究所「平成25年度各国のライセンス規制の標準化研究報告書」、2014.3、http://www.iti.or.jp/reports/H25_02license.pdf

及び独占禁止委員会がそれぞれガイドラインを制定して運用を行っている⁴²。

華為技術有限公司（Huawei Technology）と米国の InterDigital Technology Corporation, Inc.（IDC、以下「IDC」という）等との間の標準必須特許をめぐる紛争事件が大きな注目を集めた。この紛争事件は、①特許実施許諾及び適正なロイヤリティの設定に係る訴訟、並びに②市場支配的地位の濫用に係る独占禁止法違反訴訟という2つの訴訟に分けられる。いずれの訴訟についても、原審及び上訴審において、華為技術有限公司の勝訴、IDCの敗訴という判決が下された⁴³。

さらに、2015年2月10日には、国家発展改革委員会（発改委）が米半導体大手の Qualcomm に中国の独占禁止法違反にあたるとして、60億8800万元（約1150億円）の罰金支払いを命じた⁴⁴。

3. 海外動向補足

米国、欧州、および、中国におけるヒアリング調査をもとに、各国における知的財産権と競争法をめぐる動向を、特許を「持てる者」、「持たざる者」としての立場の違い、そして知的財産権に競争法で制約を課すことへの立場の違いから整理する。

知的財産を巡る係争、SEPを巡る係争も、その背景には企業間の事業についての競争環境、緊張関係が存在している。また、各国における知的財産政策、競争政策も産業政策と完全に独立しているものではない。知的財産権や競争法を巡る議論もそれらが表出しているものと見ることが出来る。

（1） 米国

米国企業においては、特許を「持てる者」と「持たざる者」の立場が明確に分かれている⁴⁵。

「持てる者」の代表格としては、モトローラや GE のような従来から研究開発に注力してきた企業が挙げられる。また、プロパテント政策に基づき、米国司法省（DOJ）も伝統的には特許権者の権利を適切に保護することを重視し、独禁法

⁴² 詳細は資料編 128 頁参照。

⁴³ 詳細は資料編 135 頁参照。

⁴⁴ 日経新聞「中国「法治」、米クアルコムに罰金 1150 億円」、2015/2/11、<http://www.nikkei.com/article/DGXLZO83060950Q5A210C1FFE000/>

⁴⁵ 二又俊文、土井良治「知財と標準の交錯-ICT分野から始まったパラダイムシフト」知財管理 2015-03

止めの延期を求めた。

争点：差し止めの延期は認められるか。

判旨：通常であれば差し止めが行われるが、ASSIA 社が自ら特許権を実施する者でなく、基本的にライセンスングによって収益を上げている企業であるため、差し止めの延期を認めても、実施料相当額を支払えば、回復不能な損害は生じない。この判断に際しては、BT 社の市場シェアから考えて、多くのユーザーに相当な不利益が生じることも考慮された¹¹⁸。同判決¹¹⁹の中では、自ら実施していない企業に対しても、ライセンスを受けることを拒むなどの事情があれば、差止請求ができると付記されている。

2014 年 12 月 18 日の判決では、Birss 判事は、790 特許について、BT 社は設備の変更後もなお特許を侵害しているとの判決を出したため、今後の動向が注目されるところである。

(6) 中国

(i) 最近の動向

独占禁止法は、WTO 加盟に随伴する市場開放の中で、外国企業による技術優位等濫用、市場の支配に対する懸念が一つの原動力となって推進された。そのため、一般的に知的財産権による独占は独占禁止法の適用除外になるが、独占禁止法を知的財産権の濫用の事例に適用するという、例外規定を設けている。この規定を受けて、制定直後より長らく知的財産権分野に関するガイドライン及び規定の起草が行われていたが、2014 年 6 月 10 日に工商行政管理機関による「知的財産権濫用での競争排除・制限行為の禁止規定」¹²⁰（关于知识产权领域反垄断执法的指南）の意見募集稿が公表された¹²¹。

第 13 条には、標準の制定と実施に関する競争の排除と制限行為に対する規定

¹¹⁸

https://www.carpmaels.com/resources/practice_notes/368-will-the-public-suffer-lets-stay

¹¹⁹ <http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2014/1513.html>

¹²⁰ JETRO 北京事務所知的財産権部編（仮訳含む）『工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（意見募集稿）』（2014 年）<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20140611.pdf>

¹²¹ 一般財団法人国際貿易投資研究所『平成 25 年度各国のライセンス規制の標準化研究報告書』（2014 年）http://www.iti.or.jp/reports/H25_02license.pdf
華誠律師事務所 中国知的財産権最新ニュース 2014 年 7 月 7 日号
<http://www.jiii.or.jp/chizaiyorozuya/pdf/kawara/WB201406CY.pdf>

が盛り込まれる可能性がある点が注目される。

第十三条 事業者は、知的財産権行使の過程において、標準（国家技術規範の強制的要求を含む。以下同じ。）の制定と実施を利用して、競争の排除・制限行為を行ってはならない。

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がない限り、標準の制定と実施の過程において、次に掲げる行為を行ってはならない。

（一）その特許が関係標準に取り入れられる可能性があることを知りながら、意図的に標準の策定組織にその権利情報を開示しない又はその権利を放棄すると明確にしたが、その特許がある強制標準となった後に、当該標準の実施者にその特許権を主張すること

（二）その特許が標準の必須特許となった後に、公平、合理的かつ非差別的原則に背き、他の事業者が合理的な条件で当該特許を実施することを拒絶し又は不公平な条件で特許の実施許諾を行い又はその特許の実施許諾の過程において抱き合わせ販売行為を実施すること

本規定で標準の必須特許とは、当該標準を実施する上で不可欠な特許をいう。

（ii） 関連法令

中国で初めて包括的競争法が制定されたのは 2007 年のことであり、それ以前は不正競争防止法と価格法の組み合わせで対応していた。独占禁止法制定後は、下記の 3 つの執行機関及び独占禁止委員会がそれぞれガイドラインを制定して運用を行っている。

① 「中華人民共和国独占禁止法」¹²²（参考：公正取引委員会ウェブページ¹²³）

中国初の包括的競争法であり、起草作業は 1994 年に始まった¹²⁴。2007 年 8 月 30 日公布、2008 年 8 月 1 日施行。全 8 章 57 条から成る。

● 第 1 章：総則

¹²² 訳文が公正取引委員会のサイトで見られる。

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china-kariyaku.pdf>

¹²³ <http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.html>

¹²⁴ <http://www.koutori-kyokai.or.jp/research/201402gaikoku.pdf>

- 第 2 章：独占的協定
- 第 3 章：市場支配的地位の濫用
- 第 4 章：企業結合
- 第 5 章：行政権力の濫用による競争の排除及び制限
- 第 6 章：独占的行為と疑われる行為に対する調査
- 第 7 章：法的責任
- 第 8 章：附則

② 「不正競争防止法」

1993 年成立、独占禁止法以前の中国において重要であった競争法。独禁法との矛盾あるいは重複の場合、新法が旧法に優越するという原則のため、独禁法が優先される¹²⁵。

規制対象となっている不正競争行為として以下の行為が挙げられている。

- 盗用行為（第 5 条）
- 収受賄賂行為（第 8 条）
- 虚偽宣伝行為（第 9 条）
- 商業秘密侵害行為（第 10 条）
- 不当な景品付き販売行為（第 13 条）
- 信用侵害行為（第 14 条）
- 公共企業などによる独占地位の濫用（第 6 条）
- 政府による競争制限行為（第 7 条）
- 不当廉売行為（第 11 条）
- 抱き合わせ販売（第 12 条）
- 及び入札談合（第 15 条）

③ 「価格法」

1997 年成立、1998 年施行の、「市場の価格行為の規範化と商品供給価格の安定化を図り、資源配分における価格メカニズムを確立させ、消費者及び事業者の権利と利益を保護することを目的とし¹²⁶」た法律であるが、この中で価格カルテル

¹²⁵ 56 頁

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china01.pdf>

¹²⁶ 57 頁

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china01.pdf>

も規制されている。独禁法との矛盾あるいは重複の場合、新法が旧法に優越するという原則のため、独禁法が優先される¹²⁷。

- 談合し、市場価格を操縦して他の事業者または消費者の適法な権利と利益を侵害する行為、
- 競争相手を排除し又は市場を独占するために原価割れ価格で販売し、正常な生産及び経営秩序を乱し、国家利益その他事業者に損害を与える行為、
- 値上げ情報の捏造により商品価格を値上げさせる行為
- 消費者又はほかの事業者に対する虚偽又は誤解させるような価格表示行為
- 同一商品又はサービスを提供する際に同等の取引条件を持つ他の事業者に対して差別的な価格設定を行う行為
- 等級を引き上げ又は引き下げることにより、商品の購入、販売又はサービスの提供の際に価格を引き上げ又は引き下げる行為
- 法律・法規に違反して独占利益を獲得する行為

④ 関連規定等

以下に独占禁止法の運用に関する関連規定をまとめた¹²⁸。

関連規定	概要
事業者集中の申告基準に関する規定 (国务院關於經營者集中申報標準的規定)(国务院令 第 529 号)	国务院により 2008 年 8 月 3 日公布、施行。全 5 条からなり、特定の要件を満たす事業者に対して、国务院独占禁止法執行機構に対し事業者集中の申告義務を定めた。
関連市場の画定に関する指針(国务院反壟斷委員會關於相關市場界定的指南)	国务院独占禁止委員會により、2009 年 5 月 24 日に公布、施行。全 11 条で、「独占禁止法」の中の競争行為を行う関連市場を画定するために制定された法令である。

¹²⁷ 56 頁

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china01.pdf>

¹²⁸ 「中国ビジネス Q&A」JC ECONOMIC JOURNAL 2009 年 8 月号

<http://jc-web.or.jp/JCObj/Cnt/%E7%8B%AC%E5%8D%A0%E7%A6%81%E6%AD%A2%E6%B3%95%E3%81%AE%E9%81%8B%E7%94%A8%E7%8A%B6%E6%B3%81.pdf>

<p>工商行政管理機関行政処罰事件違法所得認定規則(工商行政管理机关行政処罰案件违法所得认定办法)(国家工商行政管理総局令第37号)</p>	<p>国家工商行政管理総局により、2008年11月21日に公布され、2009年1月1日に施行。全11条で、違法な商品生産、販売及びサービス提供等による違法所得の確定方法を示している。</p>
<p>「企業結合独占禁止審査事務ガイドライン」</p>	<p>2009年1月1日に商務部独占禁止局が公布した、事業者結合届出に係わる申請条件、届出書類の内容に関する規定である。</p>
<p>「企業結合届出に関する指導意見」(关于经营者集中申报的指导意见)</p>	<p>2009年1月5日に商務部独占禁止局が公布した、事前相談の申請方法、届出人、届出文書の提出、文書・資料が不十分な場合の補充など届出手続に関する詳細な規定である。全12条。</p>
<p>「企業結合届出文書資料に関する指導意見¹²⁹⁾」(关于经营者集中申报文件资料的指导意见)</p>	<p>2009年1月5日に商務部独占禁止局が公布、施行。全19条で、企業結合届出に際し提出すべき文書資料の内容についての規定であり、届出用の書式も付属している。</p>
<p>「工商行政管理機関の行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為の制止手続に関する規定」(工商行政管理机关制止濫用行政权力排除、限制竞争行为程序规定)(国家工商行政管理総局令第41号)</p>	<p>国家工商行政管理総局が2009年5月26日に公布、同年7月1日施行。全11条で、行政権限の濫用による競争の排除、制限行為を制止するために制定された。</p>
<p>「工商行政管理機関の独占合意、市場支配的地位濫用事件の取締手続に関する規定」(工商行政管理机关查处垄断协议、濫用市场支配地位案件程序规定)(国家工商行政管理総局令第42号)</p>	<p>国家工商行政管理総局が2009年5月26日に公布、同年7月1日施行。全32条で、国家工商管理总局が自ら取り締まる事件と省級工商管理部門に取り締り権限を授権できる事件について規定した。本規定によれば、いかなる単位(組織)あるいは個人も、独占の疑いのある行為を工商管理部門に通報できるが、具体的な通報方法、工商行政管理部門による調査の手続、調査措置、処罰決定手続等についても規定がある。また、事業者が独占合意を自ら申告した場合には、当該事業者に対する処罰を軽減又は免除することができると定められた。</p>

¹²⁹⁾ 法律名日本語訳はいくつかある。

<http://www.koutori-kyokai.or.jp/research/201202gaikoku.pdf>

「企業結合届出弁法」「同審査弁法」	2010年1月1日施行。草案では「支配」の定義規定が存在したが、届出便法では結局削除された ¹³⁰ 。
「企業結合における資産又は業務の分離の実施に関する暫定規定」	2010年7月5日施行。
「法に従った届出のなされていない企業結合の調査処理に関する暫定弁法」	2012年2月1日施行。
「企業結合の競争影響の評価に関する暫定規定」	2011年8月29日公布、9月5日施行。概括的な考慮要因リストがあり、セーフハーバー基準は未設定である。

(iii) 知的財産の競争法上の取扱い

中国独占禁止法第55条は、「事業者が知的財産権に関する法令の規定に基づき知的財産権を行使する行為には適用されないが、保有者が、その権限範囲を超えて競争を制限しまたは排除する場合には、独占禁止法の適用は免かれない」と定めている¹³¹。

① 差止請求権行使の原則

2000年に改正された特許法第61条ではじめて差止請求権が認められた。

中国特許法61条 特許権者又は利害関係者は、他人が自分の特許権の侵害行為を実施している、或いは実施しようとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ合法的權益に補填しようのない損害を受ける場合は、その訴訟の提起に先立って、人民法院に関連行為の停止命令の発行を申し立てることができる。(以下略)¹³²

中国特許法第61条においては、現実の実施及び回復し難い損害の2要件を要求しているが、(1) 侵害の蓋然性が高いこと (2) 回復し難い損害 (3) 申立人の

¹³⁰ <http://www.koutori-kyokai.or.jp/research/201202gaikoku.pdf>

¹³¹ 53頁

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china01.pdf>

¹³²

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2014/01/6926a157d7cced33c04024f5ca45b743.pdf>

提供した担保(4) 公共の利益、を総合して差し止めを認めるか決定されている¹³³。

また、中国は、特許権の侵害に関して、Dual Track System を採用しており、上記の司法的解決以外に行政的解決を求めることもできる。この場合、各地方(省、自治区、直轄市)の知識産権局に対して侵害行為の認定を請求することとなる。知識産権局は侵害行為が存在すると判断した場合侵害行為の差し止めを命令できるが、損害賠償に関する命令は発行できない。ただし調停は行うことができる¹³⁴。

② 差止制限の可能性 (その要件)

最高人民法院 2014 年 7 月 8 日回答書簡によれば、「特許権者が標準の策定に参画し、あるいは特許権者の同意を得て、特許を国、業界、又は地方の標準に組み入れたときは、特許権者は他人に、標準を実施するのと同時に当該特許を実施することを許諾したとみなし、他人の実施行為は特許法第 11 条に規定する特許権侵害行為には該当しない。」としており、差止請求権は認められない¹³⁵。

また、特許法 61 条は、差止請求の際に、担保の提供を求めており、提供しない場合には差止請求は認められない。

③ 差止が認められない場合の金銭的補償

損害賠償額は以下の 4 つの方法により決定される。権利者の実際の損失に従った賠償、侵害者の違法行為による所得に従った賠償 (これら 2 つの計算方法は自由に選択可)、当該知的財産権のライセンス費の倍数 (1~3 倍) を参照して合理的に確定した賠償 (上記 2 つの方法を採ることが難しい場合)、法院が侵害行為の情状に応じて 50 万元以下 (一般的には 5,000 元以上, 30 万元以下) で決定した賠償¹³⁶。

④ 標準規格必須特許の権利行使についての特有の取扱い

標準必須特許に関しては、実施許諾をしたものとみなされ、ライセンス契約なしでの利用であっても非侵害となるが、通常より低い金額での実施料を要求する

¹³³河野英仁、張嵩「中国特許民事訴訟概説－中国で特許は守れるか?－」月刊パテント Vol.61 No.6 (2008 年) <http://knpt.com/contents/thesis/00019/ronbun19.pdf>

¹³⁴ 前掲注 133

¹³⁵ 前掲注 133

¹³⁶ 前掲注 133

ことができる¹³⁷。

(iv) 関連判例

① Huawei Technology v. InterDigital

華為技術有限公司 (Huawei Technology) と米国の InterDigital Technology Corporation, Inc. (IDC、以下 IDC と略す) 等との間の標準必須特許をめぐる紛争事件が大きな注目を集めた。この紛争事件は、正確には、①特許実施許諾及び適正なロイヤリティの設定に係る訴訟、並びに②市場支配的地位の濫用に係る独占禁止法違反訴訟という 2 つの訴訟に分けられる。いずれの訴訟についても、原審及び上訴審において、華為技術有限公司の勝訴、InterDigital Technology Corporation, Inc. 等の敗訴という判決が下された。

中国の独占禁止法 2 条は、「中華人民共和国国内の経済活動における独占行為に対し、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為が、国内の市場競争に対する排除、制限の影響が生じる場合は、本法を適用する。」と規定している。本事件においては、華為公司は中国国内で生産しているものの、米国の IDC 公司の行為は華為公司の中国国内での生産、輸出に直接影響を与えることができ、中国国内市場に対する排除、制限の影響が生じることから、人民法院は、中国の独占禁止法の適用を認めたものである。

- ❖ IDC 公司は標準必須特許権者として、FRAND の原則に従い華為公司に対し特許ライセンスをしなければならないが、一括払いのロイヤリティを基準とする場合も、ランニング・ロイヤリティを基準とする場合も、IDC 公司が華為公司に対し提示した特許ロイヤリティは、Apple や Samsung に対するものと比べてかなり高いものであった。IDC 公司は、華為技術有限公司に対し高過ぎる価格の支払いを要求しただけでなく、華為公司及び関連会社所有の特許を IDC 公司に無償でライセンスするよう要求した。これらのことから、IDC 公司の高過ぎる価格及び差別的価格の行為が存在するといえる。
- ❖ IDC 公司は実質的な生産を行っておらず、特許ライセンスをもってその経営モデルとしていることから、華為公司は、標準必須特許のクロスラ

¹³⁷一般財団法人知的財産研究所『標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究(II)報告書』(2013年)http://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail12j/24_01_full.pdf

イセンスを通じて IDC 公司を規制することはできない。双方当事者が交渉している過程において、IDC 公司が、米国の裁判所及び国際貿易委員会に華為公司に対する提訴を行った。華為公司は IDC 公司との交渉中一貫して善意の状態であった。IDC 公司が米国で華為公司に対する提訴を行った目的は、華為公司に高過ぎる特許ライセンス条件を受け入れさせるためのものであった。IDC 公司は必須特許ライセンス市場における支配的地位を利用して、必須特許と非必須特許の抱き合わせをすることは、市場支配的地位濫用行為に該当する。

- ❖ 無線通信市場分野において、必須特許権者が各国家・地域の必須特許（2G、3G 及び 4G を含む）をまとめて全世界的にライセンスすることは、よく行われている取引モデルであるといえる。華為公司は、IDC 公司が全世界における 2G、3G 及び 4G の標準必須特許をもって抱き合わせを行っていることは、市場支配的地位濫用行為に該当すると主張するが、証拠を欠いている。
- ❖ 以上の理由により、広東省高級人民法院は、IDC 公司が華為公司に対し高すぎる価格及び抱き合わせの独占による民事権利侵害行為を直ちに停止せよとの判決を下した。
- ❖ また、損害賠償については、華為公司からも IDC 公司からも証拠が提出されていないものの、華為公司による中国及び米国の弁護士への委託費用、公証費用、華為公司の競争利益の損失、IDC 公司による独占の民事権利侵害行為の性質、主観的過失の程度、華為公司に与えた損害の重大性等を考慮し、IDC 公司は華為公司に対しその経済損失 2000 万元を賠償するよう命じる判決を下した。

② 国家發展改革委員会による米国 IDC に対する独占禁止法違反調査事件

国家發展改革委員会の発表¹³⁸によると、2013 年 6 月から国家發展改革委員会は米国 IDC 公司（以下「IDC 公司」という）に対する独占禁止法違反調査をスタートし、独占禁止法違反の証拠を収集した。IDC 公司の責任者は、2013 年 7 月、2014 年 1 月の 2 回にわたり、国家發展改革委員会に出頭し、調査の質問を受けた。調査によると、IDC 公司には無線通信標準必須特許市場における支配的地位を濫用

¹³⁸ 中華人民共和国国家發展・改革委員会「国家发展改革委对美国 IDC 公司涉嫌价格垄断案中止调查」（2014 年）

http://www.sdpc.gov.cn/xwzx/xwfb/201405/t20140522_612465.html

し、中国企業に対して不公平で高額なロイヤリティの設定をし、中国企業に対して当該中国企業の有する特許を IDC 公司に無償ライセンスすることを要求し、標準必須特許以外の特許との抱き合わせ等の疑いがあるとされた。

IDC 公司は 2014 年 3 月、国家發展改革委員会に対して、独占禁止法違反調査の中止を申請した。その際、IDC 公司は、具体的措置を国家發展改革委員会に提出した。中国企業に対して差別的で高額なロイヤリティを要求しないこと、標準必須特許以外の特許を抱き合わせライセンスしないこと、中国企業に対して当該中国企業の有する特許の無償ライセンスを要求しないこと、訴訟の形で中国企業に不合理なライセンス条件を強要しないことを承諾した。

これらの具体的措置により独占禁止法違反の疑いが晴れたと判断し、国家發展改革委員会は、2014 年 5 月 22 日、独占禁止法 45 条の規定に基づき、独占禁止法違反調査の中止を決定した。

③ General Motors v. Cherry Automobile

通用大宇汽车和技术公司(以下 GM)と安徽芜湖奇瑞汽车有限公司(以下 CA)という二つの自動車メーカー間での争い。知的財産権侵害と、不正競争防止法違反が同時に争われた事例である。

2004 年 12 月 16 日、GM は CA を不正競争防止法違反で上海市第二中級人民裁判院訴訟を提起し、さらに同日 GM は CA の意匠登録の無効を知識産権局に申し立てた。

GM は、CA の QQ (自動車の商品名) が自社製品に酷似していること、自社の営業秘密を入手した CA が模倣に利用したこと、CA の本件に関する意匠登録は、本来 GM が知的財産権を有する意匠についてであり、無効であると主張した¹³⁹。

2005 年 11 月 18 日、通用大宇会社、通用自動車会社及び奇瑞会社三社は共同声明を發表し、友好的な話し合いを通して和解の合意を達成したと宣言した¹⁴⁰。

④ 国家發展改革委員会による Qualcomm に対する独占禁止法違反

市場における支配的地位の濫用により競争を排除し、制限した独占行為について法に従い処理を行い、Qualcomm 社に対して関連違法行為の停止を命じ、2013

¹³⁹ 本件判例についての記述は中国のニュースサイト、人民網による。

<http://www.people.com.cn/GB/news/37454/37462/3072278.html>

¹⁴⁰ JETRO 北京センター知的財産権部『中国独占禁止法の企業経営に与える知財活動・予測と運用策』(2009 年) http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2009061974995081.pdf

年度の中国市場における売上高の 8%に相当する計 60.88 億元(約 1,200 億円)の過料に処した。

2013 年 11 月、国家發展改革委員会は、通報に基づき Qualcomm に対する独占禁止調査を開始した。調査の過程において、国家發展改革委員会は、数十社の国内外携帯電話メーカー及びベースバンドチップメーカーに対して丹念な調査を行い、Qualcomm が価格独占等の行為を実施した関連証拠を取得し、Qualcomm の陳述及び弁明意見を十分に聴取し、かつ Qualcomm の関連行為が中国の「独占禁止法」に禁止される市場支配的地位の濫用行為を構成することについて検討、論証を行った。

不公平に高額な特許ライセンス料、非標準必須特許のライセンスの抱き合わせ販売、ベースバンドチップの販売に対して不競争義務を課していることは市場競争を排除し、又は制限し、技術革新及び発展を妨害及び抑制し、消費者の利益を損ねるものであり、独占禁止法の市場における支配的地位を有する事業者が不公平な高価格で商品を販売し、正当な理由なく商品を抱き合わせ販売し、及び取引時に不合理な取引条件を付加することを禁止する旨の規定に違反するとした。